

山梨県公報

第五百四十二号

令和七年

二月二十七日

木 曜 日

目 次

告 示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	五七
○土地改良区の定款の一部変更の認可	五七
○道路の供用開始	五七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	五七
○都市計画の変更	五八
○都市計画事業の事業計画の変更認可	五八
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	五八
○国土調査の成果の認証	五八
○公共測量の終了	五九
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	五九
○更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	八一

公安委員会

告 示

山梨県告示第三十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 指定する区域 韮崎市上ノ山字外輪原三千七百四十二番一の一部並びに同市穂坂町三ツ澤字中坊来石七百十一番、七百四十番二及び七百四十一番一の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基

準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和七年二月十四日五ヶ堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和七年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町中山字石原三四番地先から 西八代郡市川三郷町中山字石原二九七番二地先まで	二三五・二	令和七年二月二十八日

山梨県告示第三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎